

2024年1月 税務ニュース

令和6年度税制改正大綱（1）

令和6年度の税制改正大綱が公表されました。賃上げ促進税制について、全法人向けの措置に見直しを行った上で、適用期限が3年延長されることになりました。今回は、中小企業向けの措置の内容をご紹介します。

1. 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制とは、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

2. 中小企業向けの措置の内容

(1) 税額控除の内容

適用要件	税額控除率
給与等支給額が前年度比1.5%以上増加	15%
給与等支給額が前年度比2.5%以上増加	30%

(2) 控除限度額は適用年度の法人税額の20%が上限

(3) 適用期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

(4) 見直しの内容

① 繰越控除制度の新設

賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額がある場合は、5年間の繰越しができる。

② 上乘せ措置

教育訓練費の増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合	税額控除率に10%を加算
当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合	税額控除率に5%を加算

※プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定とは

【くるみん認定】

「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定した企業のことです。プラチナくるみん認定は、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の特例認定を受けられます。

【えるぼし認定】

女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度のことです。プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定企業のうち、特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。

ご相談等ございましたらお気軽にお問い合わせください。